

事務連絡  
令和 2 年 4 月 2 日

賃貸住宅関係団体 御中  
不動産関連団体 御中

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
国土交通省土地・建設産業局不動産課

新型コロナウイルス感染症に係る対応について（依頼）

平素より国土交通行政の推進にご尽力いただきありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、人や物の動きが停滞し、様々な事業活動の運営に多大な影響が生じてきているところです。

こうした中で、民間賃貸住宅に居住している方の中には、事業所の休業等によって就労環境が変化する等により収入が減少し、生活に困窮する事案も生じているところです。

貴団体の所属会員企業等の皆様におかれましては、民間賃貸住宅に居住している新型コロナウイルス感染症の影響を受け、生活に困窮している方に対し、その置かれた状況に十分に配慮した丁寧な対応をお願いいたします。

つきましては、居住者から相談を受けた場合には、各自治体にある「住居確保給付金」の窓口である「生活困窮者自立支援制度の相談窓口（参考 1）」や「新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報（参考 2）」を相談者にご紹介いただくなどの対応もお願いいたします。

なお、金融庁より金融機関に対し、賃貸事業者を含む事業者や個人の有するローンについて、返済猶予など条件変更迅速かつ柔軟に対応するよう要請がなされているところであり、この点に関してもあわせてご周知いただきますよう、お願い申し上げます（参考 3）。

また、生活保護制度における住宅扶助の代理納付に関しましては、既に情報提供したところですが、家賃等を滞納している者に対しては、原則として住宅扶助を代理納付することとされましたので、あわせてご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

（参考 1）

○自立相談支援機関の相談窓口一覧

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000073432.html>

（参考 2）

○『新型コロナウイルス感染症 ご利用くださいお役立ち情報』

[https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus\\_index.html](https://www.kantei.go.jp/jp/pages/coronavirus_index.html)

（参考 3）

○『新型コロナウイルス感染症の影響による資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ』

<https://www.fsa.go.jp/ordinary/coronavirus202001/06.pdf>

(参考 1)

福祉・介護

# 制度の紹介

生活困窮者自立支援制度では次のような支援を行います。

平成27年4月から、生活困窮者の支援制度が始まります。  
生活全般にわたるお困りごとの相談窓口が全国に設置されます。

働きたくても働けない、住む所がない、など、まずは地域の相談窓口にご相談ください。  
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、  
専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

## 生活困窮者自立支援制度では次のような支援を行います。

### 自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは地域の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

### 就労準備支援事業

社会、就労への第一歩。

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能

### 住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

### 家計相談支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機

関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

## 就労訓練事業

### 柔軟な働き方による就労の場の提供。

直ちに一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する、就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

## 一時生活支援事業

### 住居のない方に衣食住を提供します。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

## 生活困窮世帯の子どもの学習支援

### 子どもの明るい未来をサポート。

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。 </content/000584346.pdf>

詳しくは、お住まいの都道府県・市にお問い合わせください。

 [令和元年度自立相談支援機関窓口情報（1月1日現在）](#) 

 [制度紹介リーフレット（1ページ目）](#)  [PDF形式：261KB]

 [制度紹介リーフレット（2ページ目）](#)  [PDF形式：801KB]

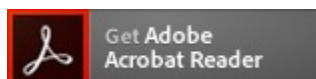
 [制度紹介リーフレット（3ページ目）](#)  [PDF形式：864KB]

 [制度紹介リーフレット（4ページ目）](#) ※自治体での記載用ページのため枠デザインのみ  [PDF形式：224KB]

 [就労訓練事業に関するパンフレット（PDF版）](#)  [PDF形式：12,362KB]

 [就労訓練事業に関するパンフレット（Word版）](#)  [DOC形式：1,580KB]

[ページの先頭へ戻る](#)



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。





# 新型コロナウイルス感染症 ご利用ください お役立ち情報

健康への心配、売上げ減少への不安など、皆様の「困りごと、不安」に応じた関連情報へアクセスしやすくしました。

## 健康への心配、売上げ減少への不安など




### (1) ご自身やご家族の健康が心配な方

#### (2) 高齢者、基礎疾患をお持ちの方






- ▶ 高齢者、基礎疾患をお持ちの方 
- ▶ 高齢者、基礎疾患をお持ちの方のご家族の方 



#### (3) 休校の影響を受けている方



- ▶ 児童を家庭で保護しなければならない方 
- ▶ 保育園  や 学童保育  などに勤務している方

#### (4) 飲食店の経営者、観光業者

- ▶ レストラン、スナック、バーなどの事業者 
- ▶ ホテル、旅館などの宿泊事業者 
- ▶ バス、タクシー、レンタカー 、通訳ガイドなどのサービス提供事業者 
- ▶ 旅行業者、旅行代理事業者、旅行サービス手配業者、ツアーオペレーター 




#### (5) 娯楽業者、リクリエーション業者、文化・スポーツイベント業者

- ▶ 映画館、文化・スポーツ施設、カラオケ施設、ボウリング場、ゲームセンターなどの経営者及び主催者、会場の賃貸業者 
- ▶ スポーツジム、サウナなどの経営者 



#### (6) フリーランス、個人で事業を営んでいる方々

例えば次のような方々

- ▶ 行事や文化・スポーツイベントの場で収入を得ていた方（企画、制作、装飾、司会、音楽演奏などの実演、イベント関連作業、写真、ヘアメイク、料理、弁当、参加者送迎などの提供）
- ▶ 会場を所有している方
- ▶ 家庭教師、学習塾講師

- ▶ 広報・広告をしている方
- ▶ ITエンジニア、ウェブデザイナー
- ▶ 個人タクシー事業者 
- ▶ その他、自分の特技を生かしたサービスや加工品を提供している方

**(7) 中小企業、小規模事業**

- ▶ 法人、個人事業主を問わず 
- ▶ 創業を企画中の方 



※「中小企業」の範囲は、次の通り比較的広く、全事業者の99.7%が中小企業向けの支援策をご利用できます。「小規模事業」は、「中小企業」の一部で、資本金の規模に関わりなく、常時雇用する従業員数が20人以下（卸売業・小売業・サービス業では5人以下）の事業のことです。



業種	中小企業 (下記のどちらかを満たすこと)		うち 小規模事業
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
製造業、建設業、運輸業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下




**(8) 「中小企業」の規模を上回る事業者の方** 

**(9) 農・畜産・水産品や花き、それらの加工品の生産・販売事業者**

- ▶ 生鮮品など、収穫や生産した品の新鮮さが勝負の事業者 
- ▶ 給食調理、食品納入、ケータリングなどの事業者 






**(10) 業種横断的に**

- ▶ サプライチェーンの組替えや毀損への対応が必要な事業者 
- ▶ テレワークを導入したい事業者 
- ▶ 資金繰りがつかないと心配な方 



(11) 内定中、就活中、仕事探し中

- ▶ [この4月から就職する方で内定取り消しが心配な方](#) 
- ▶ [来年の4月に向けて就活を始めようとしている方](#) 
- ▶ [前の職場を辞めて、求職中の方](#) 



[▲項目TOPへ戻る](#)

[「困りごと、不安」に応じた支援情報](#)

©Cabinet Public Relations Office, Cabinet Secretariat.

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 資金繰りやローンの返済等でお困りの皆様へ

資金繰りやローンの返済等でお困りのことはありませんか？  
取引先の金融機関の相談窓口へ積極的にご相談ください。

銀行等においては、迅速かつ柔軟に事業者・個人  
の皆様の支援に取り組んでいますので  
お取引先の銀行等へ積極的にご相談ください



## 具体的な支援策(新規融資・条件変更)

- ・新規融資をお願いしたい。
- ・既往債務の返済猶予について相談したい。
- ・住宅ローン等の返済猶予について相談したい。
- ・政府系金融機関の活用を検討したい。



事業者・個人の皆様

新規融資・既往  
債務の返済猶予

相談

まずはお取引先の  
銀行等へ積極的  
にご相談ください！！

迅速かつ柔軟に

つなぎ融資や、  
返済猶予等の条件  
変更



民間金融機関

協調・連携

新規融資の相談

セーフティネット貸付による支援



政府系金融機関

**金融機関は事業者のニーズを踏まえた必要な支援を実施します。  
個人の事業性ローン、住宅ローン等についても必要な支援を実施します。**



# 新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた 事業者・個人の皆様の支援に係る金融庁の施策について

令和2年3月6日

金融庁は、金融機関に対し以下の通り要請しております。(麻生財務大臣兼金融担当大臣談話)

各民間金融機関におかれては、従来より事業性評価や伴走型支援といった事業者の実態把握と必要な支援に取り組んでいると承知していますが、今般の問題に対する対応はまさにこれまでの取組の真価が問われる局面です。2月7日の要請以降も、海外旅行者だけでなく国内旅行者の減少による観光業者の売上減少や中国からの部品・材料の調達難等による製造業者の生産減少等に伴う、事業者からの資金繰りに係る不安の聲が、業種を問わず非常に多く寄せられているものと認識しております。

このような状況を踏まえ、事業者の業況や当面の資金繰り等について、事業者訪問や緊急相談窓口の設置などをして、更にきめ細かく実態を把握して頂くよう強く要請します。特に、年度末は、資金繰りが更に厳しくなるおそれもあることから、資金面において事業者が年度末を乗り越えられるよう、

- ・ 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予などの条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること
- ・ 新規融資について、各金融機関の緊急融資制度の積極的な実施(担保・保証徴求の弾力化含む)に加え、政策金融機関や信用保証協会によるセーフティネット貸付やセーフティネット保証等の活用も含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること
- ・ こうした事業者に対する支援を迅速かつ適切に実施できる態勢を構築すること

を現場の営業担当者等を含めた金融機関全体に徹底頂きたいと存じます。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないように配慮願います。

## 【お問い合わせ先】

### ■ 金融庁の相談窓口（受付時間；平日 午前10時～午後5時）

◎ 新型コロナウイルスに関する相談ダイヤル

0120-156811（フリーダイヤル）

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

### ■ 各財務局の相談窓口

◎ <a href="#">北海道財務局</a>	011-729-0177	◎ <a href="#">近畿財務局</a>	06-6949-6530
◎ <a href="#">東北財務局</a>	0120-917-993	◎ <a href="#">中国財務局</a>	0120-99-0028
◎ <a href="#">関東財務局</a>	048-615-1779	◎ <a href="#">四国財務局</a>	087-811-7803
◎ <a href="#">北陸財務局</a>	076-208-6711	◎ <a href="#">九州財務局</a>	096-353-6352
◎ <a href="#">東海財務局</a>	052-687-1887	◎ <a href="#">福岡財務支局</a>	092-433-8066
		◎ <a href="#">沖縄総合事務局</a>	098-866-0095

### ■ 銀行協会・政府系金融等の相談窓口

◎ <a href="#">全国銀行協会</a>	050-3385-6091	◎ <a href="#">日本政策金融公庫</a>	0120-154-505
◎ <a href="#">全国信用金庫協会</a>	03-3517-5825	◎ <a href="#">沖縄振興開発金融公庫</a>	098-941-1795
◎ <a href="#">全国信用組合中央協会</a>	03-3567-2456	◎ <a href="#">商工組合中央金庫</a>	0120-542-711
		◎ <a href="#">日本政策投資銀行</a>	0120-598-600

### ■ 事業者の皆様へのご支援策

経済産業省ホームページの特設ページに様々な支援メニューが掲載されています。

経済産業省 [新型コロナウイルス感染症関連](#) で検索